

香川地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金〕

会 議 次 第

令和6年9月25日（水）13：15～
高松サポート合同庁舎アイホール

- 1 開会
- 2 労働基準部長挨拶
- 3 専門部会委員紹介
- 4 議題
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」等について
 - (3) その他
- 5 閉会

香川地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金〕

資料目次

- 1 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿・・・1
- 2 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）・・・3
- 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程・・・5
- 4 令和6年度最低賃金の審議の進め方等について・・・9
- 5 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定最低賃金の場合）・11
- 6 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）・・・15
- 7 申出書（写）・・・17
- 8-1 労働者側意見書（写）・・・21
- 8-2 使用者側意見書（写）・・・27
- 9 確認しよう、最低賃金！ 香川県の最低賃金・・・31
- 10 令和6年度香川県最低賃金の概要・・・33
- 11 香川県の最低賃金額の推移・・・35
- 12 特定最低賃金対象業種の状況・・・37
- 13 香川の賃金概況・・・39
- 14 令和6年賃金改定状況調査結果・・・51
- 15 香川の賃金、労働時間及び雇用の動き（令和6年6月分）・・・63
- 16 香川県の雇用情勢（令和6年7月分）香川労働局職業安定課・・・81
- 17 新規学卒者初任給情報（令和6年卒業者）香川労働局職業安定課・・・99
- 18 香川県内経済情勢報告（令和6年7月）四国財務局・・・103
- 19 香川県金融経済概況（2024年9月11日）日本銀行高松支店・・・113
- 20 企業短期経済観測調査の概要（2024年6月）—四国地区、香川県、徳島県—・・・115
日本銀行高松支店
- 21 四国地域の経済動向（概要）（令和6年6月分）四国経済産業局・・・125
- 22 消費者物価指数（高松市）（令和6年7月分）香川県政策部統計調査課・・・135
- 23 月例経済報告（令和6年8月）内閣府・・・139
- 24 令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況・・・149

令和6年度 香川地方最低賃金審議会
 香川県電子部品・デバイス・電子回路、
 電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 最低賃金専門部会委員名簿

任命 令和6年8月27日

区分	氏名	現職
公益代表委員	東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	春日川 路子	香川大学法学部 准教授
	高塚 順子	高松大学経営学部 教授
労働者代表委員	門 裕介	三菱電機労働組合丸亀支部 執行委員長
	土田 和樹	三菱電機労働組合丸亀支部 特別執行委員 電機連合東四国地方協議会兼電機連合香川地域協議会 事務局長
	箸方 丈人	四変テック労働組合 執行委員長 四国電力関連産業労働組合総連合 副会長
使用者代表委員	池田 晃	一光電機株式会社 代表取締役社長
	木下 和洋	アオイ電子株式会社 代表取締役社長
	白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。~~

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、~~令和3年9月27日~~令和6年9月25日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

令和6年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和6年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和6年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金について

は、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和6年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和7年度の申出については、令和6年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

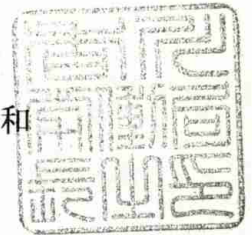


香勞発基 0805 第 1 号
令和 6 年 8 月 5 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子 殿

香川労働局長
栗尾保和



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)
- 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号)
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号)

令和6年 7月11日

香川労働局長 殿



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
東四国地方協議会 香川地域協議会
議長 門 裕介

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県製造業の特定最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 2,033名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県に於いて電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし次に掲げる者を除く

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ. 清掃・片付け又は賄いの業務

ロ. 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤・卓上ボール盤・手持電動工具

その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬・包装・箱詰め・

袋詰め・みがき・選別・検査・組立て・取付け・マーク打ち・塗油・組線・巻線・

かしめ・穴あけ・ねじ切り・曲げ・打ち抜き又はバリ取りの業務

(これからの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く)

以上 5,833名

3. 改正の決定を申し出る特定最低賃金の件名

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される特定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1)申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2)当該産業における事業の公正競争確保の観点から特定最低賃金の改正の決定が必要であること
- (3)労働協約の賃金の最も低い額:1,196 円/時間

*協定額を月間所定労働時間数 155 時間で除した額

6. 添付書類

(1)労働協約の写し

- イ. 三菱電機株式会社と三菱電機労働組合との最低賃金に関する確認書
- ロ. 三菱電機エンジニアリング株式会社と三菱電機エンジニアリングユニオンとの最低賃金に関する覚書
- ハ. 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と三菱電機プラントエンジニアリング労働組合との最低賃金に関する協定書

(2)最低賃金必要性の決議書

- イ. 四変テック労働組合
- ロ. 四国計測工業労働組合
- ハ. アオイ電子労働組合
- ニ. 四国工商ユニオン

(3)申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任書

(4)香川県下における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

(5)賃金格差疎明資料

以 上

香川県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具 情報通信機械器具製造業の事務所数と労働者数の概況

産業中分類(E28・E29・E30)		適用事業所	適用労働者数 (基幹労働者数)	適用除外労働者数	労働者数
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E2832を除く)				
E29	電気機械器具製造業 (E295、E299を除く)				
E30	情報通信機械器具製造業				
計		127 事業所	5,833 人	2,277 人	8,110 人

(上記のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意のケース	組合(支部)数	合意する者
労働協約適用	3 組合	745 人
必要性の決議機関	4 組合	1,288 人
計	7 組合	2,033 人

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	三菱電機株式会社受配電システム製作所	三菱電機労働組合丸亀支部	525 人
2	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機プラントエンジニアリング労働組合 丸亀分会	66 人
3	三菱電機エンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機エンジニアリングユニオン 丸亀支部	154 人
労働協約適用労働者の合計			745 人

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	四変テック株式会社	四変テック労働組合	357 人
2	四国計測工業株式会社	四国計測工業労働組合	484 人
3	アオイ電子株式会社	アオイ電子労働組合	389 人
4	四国工商株式会社	四国工商ユニオン	58 人
必要性の機関決議における適用労働者数の合計			1,288 人

令和6年8月21日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

東四国地方協議会香川地域協議会

議長 門 裕介

香川地方最低賃金審議会 香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正に関する労働者意見書

貴審議会におかれましては、香川県下における労働者の労働条件の改善にご尽力頂いておりますことに敬意を表します。

また、これまで香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金額改正にご理解賜っておりますことに対しまして、心から感謝申し上げます。

電機産業に働く労働者の安定的な生活に重要な役割を果たす電気最賃の設定と改正、さらには当該産業の発展に寄与できるよう関係各位のご理解をお願い申し上げます。

つきましては、下記内容の労働者意見書を付記し労働者を代表しての意見とさせていただきます。

記

1. 特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど「事業の公正競争の確保」によりサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っています。

さらに県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。電気特定最低賃金は他産業より基幹的労働者とみなされない適用除外項目が多く、高度な技術を有した電機産業の「基幹的労働者」の最低賃金であると言える。地域別最低賃金が10月より52円引き上げられ、時間額970円となるが現行の電気特定最低賃金額は時間額982円であり、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠です。

2. 特定最低賃金は、正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者間の不合理な待遇差の解消に向け、その役割がますます重要になっている。同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020年4月1日、中小企業：2021年4月1日）、労働者派遣法（2020年4月1日）が改正・施行されている。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図

るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができる。

3. 電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っている。政府統計を見ると、電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約 15%を占め、21 県は製造業の従業員数の 2 割以上を占めている。また、生産額をみると製造業に占める「電気機械」の割合が 2 割以上の地域は 18 地域あり、47 都道府県の 3 割強を占めている（2022 年経済構造実態調査 製造業事業所調査 「地域別」統計表データ（2023 年 7 月 31 日公表）（従業員 30 人以上の事業所））。

香川県内の電機産業の従業者数は 7,780 人で県全体の 14.1%を占め、出荷額 8.4%, 生産額 8.0%, 付加価値額 11.1%を占めている。このように電機産業は香川県における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、県内経済における重要な役割を担っていると考えます。

4. 電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保をはかるうえで、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

日本電機工業会（JEMA）、電子情報技術産業協会（JEITA）、情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）は、「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画¹」（2017 年）をそれぞれ策定している。また、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言²」の仕組みが創設され、48,502 社が登録している（2024 年 6 月 21 日現在）。加えて、2023 年 11 月 29 日に内閣官房及び公正取引委員会にて策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として「最低賃金やその上昇率」をあげており、国として賃上げ原資を確保できる取引環境の整備も進めている。

また、香川県では国、経済団体、連合香川で中小・小規模事業者における賃上げを実現するために労務費などの上昇分を適切に価格転嫁する気運を醸成することでサプライチェーンの共存共栄、付加価値の向上、人材の定着確保を図り、県内中小、小規模事業者の稼げる力を高めることを目的として価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、価格転嫁を行える環境作りを進めています。

¹ 「適正取引の推進とパートナーとの価格協創に向けた自主行動計画」は、「価格決定の考え方」として「材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する」と記載している。

² 「パートナーシップ構築宣言」では、①サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、②親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、ポータルサイトに掲載することで、各企業の取り組みの「見える化」を行っている。

5. 電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。

なお、マクロベースで労働時間あたりの付加価値（国内総生産）をみると、全産業と比べ約 60%、製造業と比べて約 40% 上回っているが、雇用者報酬額をみると全産業と比べ約 20%、製造業と比べて約 15% しか上回っていない。（内閣府「2022 年度（令和 4 年度）国民経済計算年次推計」（2023 年 12 月 25 日公表）（別紙参照）。これは生み出した付加価値に対して、賃金が見合っていないと考えます。

6. 組織労働者の賃金水準など賃金実態をふまえ、基幹的労働者の賃金に相応しい水準として、申し出に合意した組織労働者の金額水準（時間額 1,196 円）へ早期に引き上げる必要であると考えています。あわせて、隣県との格差の縮小も必要であると考えています。

以上

【別紙】

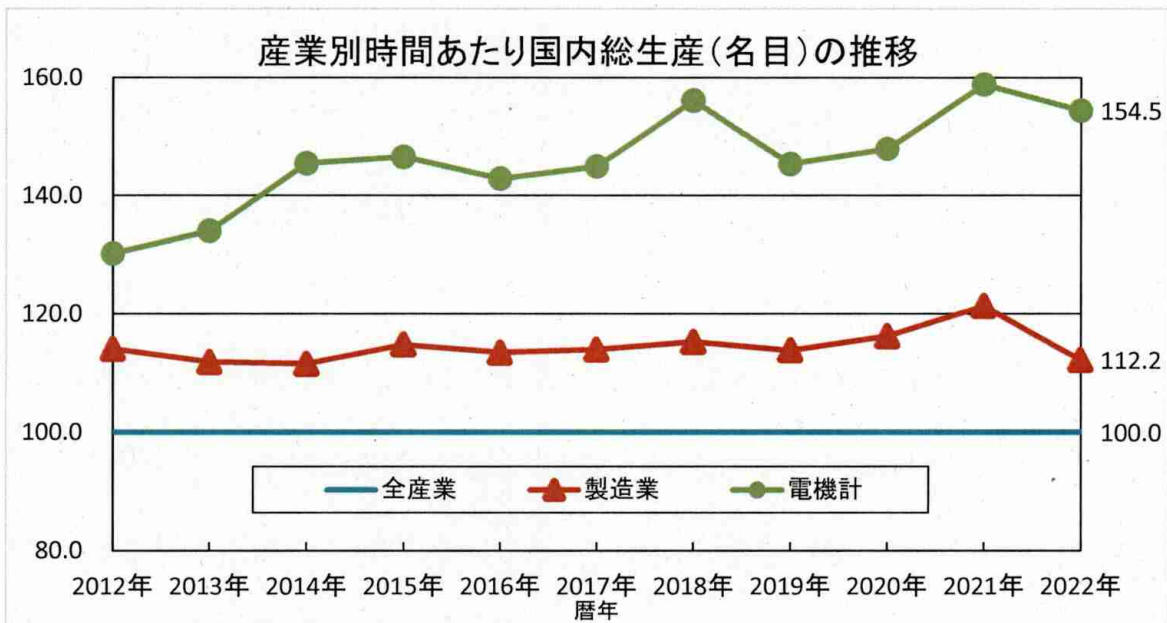
産業別時間あたり国内総生産（名目）の推移

2024年6月27日作成

暦年	(円)			(全産業=100)		
	全産業	製造業	電機計	全産業	製造業	電機計
2012年	4,305	4,913	5,611	100.0	114.1	130.3
2013年	4,402	4,926	5,905	100.0	111.9	134.1
2014年	4,476	4,995	6,513	100.0	111.6	145.5
2015年	4,661	5,353	6,832	100.0	114.9	146.6
2016年	4,703	5,338	6,721	100.0	113.5	142.9
2017年	4,724	5,387	6,851	100.0	114.0	145.0
2018年	4,721	5,444	7,375	100.0	115.3	156.2
2019年	4,791	5,456	6,966	100.0	113.9	145.4
2020年	4,783	5,562	7,077	100.0	116.3	148.0
2021年	4,865	5,905	7,731	100.0	121.4	158.9
2022年	4,923	5,525	7,605	100.0	112.2	154.5

出所：内閣府「国民経済計算」から電機連合賃金政策部作成

注：電機計＝「電子部品・デバイス」「電気機械」「情報・通信機器」の合計



産業別時間あたり雇用者報酬額の推移

2024年6月27日作成

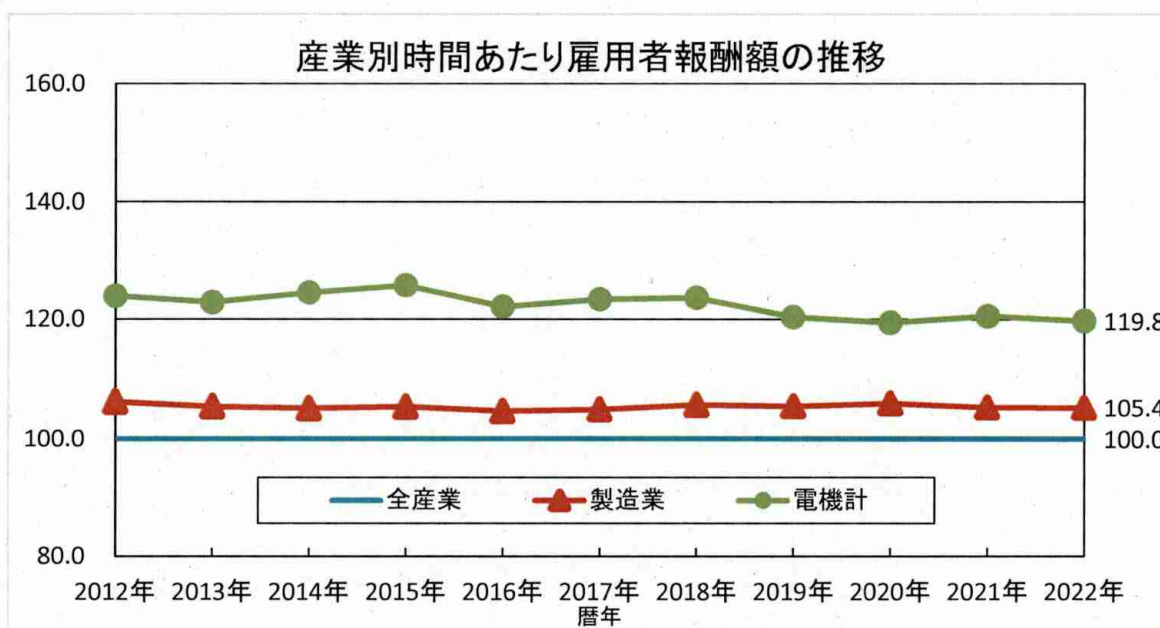
(円)

(全産業=100)

暦年	全産業	製造業	電機計	全産業	製造業	電機計
2012年	2,509	2,668	3,111	100.0	106.3	124.0
2013年	2,535	2,676	3,116	100.0	105.6	122.9
2014年	2,569	2,705	3,200	100.0	105.3	124.6
2015年	2,593	2,737	3,263	100.0	105.6	125.8
2016年	2,634	2,760	3,218	100.0	104.8	122.2
2017年	2,647	2,782	3,267	100.0	105.1	123.4
2018年	2,715	2,875	3,359	100.0	105.9	123.7
2019年	2,796	2,953	3,367	100.0	105.6	120.4
2020年	2,842	3,016	3,397	100.0	106.1	119.5
2021年	2,883	3,039	3,476	100.0	105.4	120.6
2022年	2,941	3,099	3,524	100.0	105.4	119.8

出所：内閣府「国民経済計算」から電機連合賃金政策部作成

注：電機計＝「電子部品・デバイス」「電気機械」「情報・通信機器」の合計





令和6年8月23日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿

アオイ電子株式会社
代表取締役社長 木下 和洋

香川地方最低賃金審議会香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業 最低賃金改定に関する使用者意見書

貴審議会におかれましては、香川県下の中小企業・小規模事業者の雇用条件の改善等に
尽力されておられることに敬意を表します。

1. はじめに

現在の経済状況は、新型コロナウイルス禍から回復しているという判断ではあるものの、日本銀行が7月に発表した「地域経済報告」では、「四国地域の景気は、持ち直しのペースが鈍化している」と前回の「持ち直している」より判断を引き下げています。エネルギー、原材料価格の高騰が続き、ウクライナや中東の紛争、さらには、為替が大きく変動するなど、波乱要因が多く、先行きは不透明さが増しているとの声が大きくなっています。

また、最低賃金を巡っては、消費者物価の上昇に目が向いていますが、もちろん企業物価も同様に高騰しています。企業間で取引される商品・サービスの価格を指数化した企業物価指数を見ると、2020年平均を100とすると、2023年4月で120、その後は横ばい状態を続けていたものの、2024年になり再び上昇して7月時点で123.1となっています。

中小企業庁が4～5月に実施した全国大の調査では、発注企業との価格交渉が行われた割合は前回調査よりも微増の59.4%。コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す価格転嫁率は46.1%。1～3割しか価格転嫁できなかった企業は23.4%で前回調査よりも4ポイント増加。全く転嫁できず、あるいは減額された企業は19.8%でした。

コストの上昇に価格転嫁が追いつかず苦戦している企業は多く、中小企業・小規模事業者の経営を一層圧迫し、企業の存続や雇用維持にマイナスの影響が生じることが懸念されます。

東京商工リサーチが2月に実施した、「賃上げに関するアンケート」では、2024年度の賃上げを予定している企業は85.6%で、賃上げしない企業では、その理由として「十分に価格転嫁できていない」が53.8%で最多でした。人手不足や物価高への対応で賃上げの必要性は感じているものの、苦慮している中小企業も多い状況です。

そうした中で、最低賃金を議論する中央最低賃金審議会では、今年を目安引き上げ額

に関し意見の一致をみるに至らず、公益委員見解として、50円の引上げが提示されました。香川県の地方最賃は今年度52円で結審し、引上げ率にして5.66%という、引上げの額も率も過去最高となったところです。

中央最低賃金審議会で示された地域別最低賃金改定の目安に対し、日本商工会連合会の会頭は「中小企業・小規模事業者の賃上げへの対応は二極化し、労務費を含む価格転嫁も未だ十分進んでいない。また、同じ都道府県でも地域や業種によって状況が異なる。地方最低賃金審議会の審議では、隣県との競争を過度に意識することなく、企業の実態を十分に踏まえた明確な根拠に基づく審議決定を求める」とコメントしており、私どもも同様の懸念を感じているところです。

2. 県内企業の状況

(1) 景況感

四国新聞社が、5～6月にかけて県内200社を対象に行った「景気動向アンケート」によると、景気の現状について「緩やかに拡大」と回答した企業は26.5%で、前年調査より6.8ポイント低下。「後退局面」との回答は18.6%で、前年より11ポイント上昇しています。

2024年度の業績予想については、売上高は伸びるものの、原材料やエネルギー価格の高騰によるコスト上昇分が利益面を圧迫しており、経常利益の予想では「大幅増加あるいは増加」との回答は計35.8%で前年より23.3ポイント低下しています。

日本銀行高松支店が発表した2024年6月の「企業短期経済観測調査(短観)」において、県内企業の業況判断指数は、全産業で3月の前回調査よりも5ポイント下落して、プラス6となり、3期ぶりに悪化。

3ヶ月後の見通しでも、全産業で2ポイント下落して、プラス4となっています。価格転嫁の遅れに加え、人手不足による需要の取りこぼしなどへの懸念が指摘されているところです。

また、2024年度の見通しは、売上高は全産業で前年度比2.5%増、経常利益は全産業で9.8%減。販売価格の引上げなどで増収を見込むものの、原材料価格や人件費の上昇などから減益予測となっています。

(2) 価格転嫁

価格転嫁の現状については、高松商工会議所が実施した業種別業界景気動向調査(令和6年度第1四半期調査)の中で「1年前と比較して全体的なコスト増加分のうち、何割程度を価格に転嫁できたか」の問いへの回答は、「1～3割」が28%で最も多く、「0割」が20%でありました。

また「1年前と比較して、特に労務費の増加分のうち、何割程度を価格に転嫁できたか」の問いに対して、「1～3割」が39%で最も多く、次いで「0割」が31%でありました。いずれも、全国大の日本商工会議所の集計結果と、大差はない状況であります。

3. 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を取り巻く環境

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、AI など一部の市場においては活況を呈する一方、民生機器、産業機器市場の停滞や在庫調整の長期化に加え足元では自動車関連部品に陰りが見えるなど市況は依然とて低迷し、需要面で厳しい状況が継続しています。また、原材料費、電気料金の高騰による製造原価の圧迫など、収益面でも大きな影響が出ています。

2024年3月期の国内大手電子部品メーカーの連結決算をみても、8社中6社が営業減益となり、うち過半が二桁の減益となりました。輸出型企業が多い中であって、円安の追い風を受けながらもこういった厳しい状況にあります。

特に、香川県内で大勢を占める中小企業・小規模事業者にあっては、材料費等の上昇分を価格転嫁することも難しいのが実態です。さらに、賃金他の人件費の大幅な上昇については、業績悪化に及ぼす影響が極めて大きいと思料するところです。

4. 賃金に対する考え方

将来に向けて成長と分配の好循環となるよう、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが大切であり、そのために業績が好調な企業が賃金引上げを行なうことは望ましいと考えますし、物価上昇への配慮の必要性も感じているところです。

しかしながら、生産性や業績の向上に基づかないまま、大幅な最低賃金の引上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者にとりましては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果として事業の継続や、雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなります。

企業としては、人手不足への対応等が必要とはいえ、大幅な最低賃金の引上げは、川下の分野で最低賃金に左右される中小・零細企業の経営を大きく圧迫することとなりますことを是非ご理解いただきたいと思います。

5. むすび

持続可能で活力ある経済社会を築いていくために、生産性の向上や利益の確保等をはかると同時に、賃金引上げに努めていくことの重要性は認識しております。

しかしながら、さまざまな製造コストの上昇や不十分な価格転嫁、さらには世界経済の停滞という、先の見えづらい環境の中で、事業の継続と雇用の維持・確保に最大限努力している中小企業・小規模事業者の経営実態、事業環境を推察いただき、特定最低賃金の改正にあたっては、なにとぞ慎重な審議となりますようご理解とご高配をお願い申し上げます。

以上

